

# 新型コロナウイルス感染症 対策に関する要望

令和2年7月2日

全国町村会

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国の国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらし、いまだ終息が見通せない中、医療従事者をはじめ国民、企業・事業者の懸命の努力が続けられている。

全国各地の感染状況は、国・地方が一丸となって徹底した感染防止対策に取り組み、一定の収まりを見せているものの、依然として東京等大都市を中心に予断を許さない状況にある。また、世界は感染拡大途上にあり、我が国の社会経済への影響は全国に波及し、町村部における農林漁業や観光業、中小商工業等も深刻な状況が続いている。

国においては、国民の生命と健康を守るため、これまで、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき各種対策を実施するとともに、前例のない大規模な第1次・第2次補正予算により、機動的な経済対策や「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」をはじめとする各般の支援措置を講じていただいていることに謝意を表すところである。

しかしながら、今後、感染の第2波、第3波も懸念される中で、地域医療の崩壊を防ぐことや、介護現場の維持、児童生徒の学びの保障等をはじめとした重要課題も数多く残されており、地域経済も長期にわたり厳しい状況に置かれることが想定されるため、今後、随時の更なる追加対策が求められている。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、東京一極集中の弊害を顕在化させており、この抜本的な是正は、国全体の社会経済や持続可能な国づくり、さらには災害・感染症からの危機管理の観点からも最重要の政策課題といえるものである。

国におかれては、引き続き、感染症を早期に終息させるための徹底した対策を実施するとともに、コロナ後の社会の「この国のあり方」を見据えた各般の対策を講じていただくよう、以下の項目について要望する。

### 記

#### **I. 医療・介護サービス等の提供体制の確保等**

##### **1. 医療提供体制の確保**

- (1) 中山間地域や離島等の医療体制が脆弱な町村においては、新型コロナウイルス感染患者の受入れ増加や院内感染により、地域医療全体の機能が著しく低下するため、救急搬送体制の整備をはじめ、医療従事者の派遣等、国・都道府県の連携による広域的な支援体制を構築すること。

- (2) 一般病床を感染症病床として転用する場合や軽症者を受け入れる施設の整備等、必要な資機材や設備の導入及び医療従事者の増員等に要する経費について、十分な財政措置を講じること。
- (3) 「受診控え」による一般患者の減少や感染患者受入れによる診療報酬の減収及び風評被害等による影響のため、病院経営が切迫していることから、十分な財政措置を講じること。

## 2. 感染拡大の防止等

- (1) マスク、アルコール消毒液等の安定的な供給に向けて、引き続き、生産・供給の強化策を講じること。  
また、医療機関や福祉施設等が、マスク・消毒液等の衛生資材を安定的に確保できるよう、必要な措置を講じること。
- (2) 第2波、第3波の感染拡大に備えるため、PCR検査や抗原検査などの検査体制を強化するとともに、簡易検査キット、治療薬やワクチンの早期開発及び供給に対する支援を強力に推進すること。
- (3) 介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所及び保育所等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、感染が疑われる職員をはじめ、当該事業所等の関係者が優先的にPCR検査を受けられるよう、検査体制を整備すること。
- (4) 感染者はもとより、医療・介護従事者やその家族等に対する偏見や差別が生じないように、政府広報の強化等、必要な対策を講じること。

## 3. 介護・福祉分野等に係る支援

- (1) 介護サービスは、高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持するうえで不可欠なものであるため、介護サービス事業所が安心して継続的にサービスを提供できるよう、感染防止対策の徹底や介護従事者の確保も含め、引き続ききめ細かい支援を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により休業又は事業を縮小し、経営環境が悪化した介護サービス事業所に対し、事業継続のために十分な財政支援を行うこと。  
また、今後の感染防止対策の一環として、介護サービス事業所が継続的に利用人数を調整しながらサービスを提供することにより経営環境が悪化しないよう、適切な措置を講じること。

- (3) 障害福祉サービスを継続的に提供できるよう、障害者支援施設等に対する財政支援を行うとともに、感染防止対策の徹底と職員確保のための支援を行うこと。
- (4) 新型コロナウイルスの感染等により介護者が不在となった在宅の高齢者・障害者を一時的に受け入れる施設の設置を促進すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険及び国保・後期高齢者医療制度における保険料の減免に対しては、令和3年度においても、引き続き、十分な財政支援を講じること。
- (6) 国保・後期高齢者医療制度における傷病手当金の支給に係る経費等について、引き続き、十分な財政措置を講じること。

## Ⅱ. 子育て・教育支援施策の実施

### 1. 子育て支援

- (1) 子育て世代が安心して働くことができるよう、保育所、放課後児童クラブ等の環境整備及び保護者の利用料の減免に伴う経費等について補助の拡充を行うこと。  
また、経済的基盤が弱いひとり親家庭については、経済的支援及び相談体制を更に充実させること。
- (2) 新型コロナウイルスの影響から生じる生活不安、ストレス等により、DV・虐待のリスクの高まりが懸念されるため、町村及び学校での相談体制及び周知の強化による経費等について引き続き支援すること。  
また、スクールカウンセラー等の人材バンクの充実を図ること。
- (3) 子供や保護者との直接的な接触を避けられない中、日々感染の不安を抱えながら勤務を継続している保育士及び放課後児童支援員等に対し、処遇改善等を推進すること。
- (4) 新型コロナウイルスの感染等により保護者が不在となった場合の相談体制の整備や幼児・児童を一時的に受け入れる施設の設置を促進すること。

### 2. 児童生徒の学びの保障等

- (1) 新型コロナウイルス影響下における子供たちの学びを保障するため、児童生徒1人1台端末などICT環境の整備（GIGAスクール構想）を推進するとともに、端末の更新費用・通信費を含めた財政措置を継続・拡充すること。  
また、教員分の端末整備に係る財政措置を講じること。

- (2) 各家庭での学習支援を充実させるため、オンライン学習の推進やICT支援員の人材確保への支援及び配置基準の引き上げを図ること。
- (3) 感染症対策及び熱中症予防のため、学校施設における空調設備等の設置に係る財政措置を引き続き講じること。
- (4) 学校での集団感染の予防のため、マスク、消毒液やゴム手袋などの保健衛生用品を安定的に供給できるよう、継続した支援を行うこと。

### Ⅲ. 万全な経済対策の実施

#### 1. 中小企業・小規模事業者、農林漁業者への地域経済対策

##### (1) 中小企業・小規模事業者に対する支援

第2波、第3波の感染拡大による影響の長期化を見据えた、各種給付金・助成金等の申請方法の見直しやシステム改修等により、事業者の負担を最大限抑えるとともに、実態に即した要件の緩和や非課税措置等を行い、希望する全ての事業者に迅速に支援が行き届くよう、切れ目ない柔軟な対策を講じること。

##### (2) 事業継続・事業承継の支援

資金不足や後継者不足に拍車がかかり、事業の継続・承継を断念することのないよう、資金繰り支援等の金融支援策を継続するとともに、事業承継税制や事業承継補助金の拡充を図ること。

##### (3) 感染防止対策への支援強化

生産性革命推進事業等による感染防止対策を実施する事業者への支援を継続するとともに、第2波、第3波の感染拡大等に備え、更なる補助率の引上げや要件の緩和等を行い、感染防止対策を強力に推進すること。

また、感染防止対策や経営等についての技術的支援を行う相談体制を強化し、事業の継続、再開に向けた取組に十分な財政的・人的支援を講じること。

##### (4) 不当な価格低減の防止

下請中小企業・小規模事業者に対する、買ったときなど不当な価格低減の要求が行われないよう、発注業者等への周知・管理体制を強化すること。

#### (5) 観光等に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等に甚大な打撃を被った地域経済に対し、国が実施するG O T O キャンペーンの実施に当たっては、地域で事業を営む事業者に対しての周知の徹底や手続きの簡素化など政策の効果が迅速かつ広く及ぶよう配慮すること。

### 2. 農林漁業者への支援

(1) 国産農林水産物の急激な需要の落ち込みや価格下落により収入減となった農林漁業者に対し、販売促進や需要喚起、次期作に係る支援による効果の検証を行い、停滞する経済活動が復活するまで支援を継続すること。

(2) 和牛・交雑牛の価格低迷により、多くの畜産農家が収入減となっていることから、肉用牛肥育経営安定交付金制度の交付割合を9割から10割に引き上げる等の臨時的措置を行うなど、支援を拡充すること。

(3) 入国規制による外国人材の不足等に対応するため、労働力の確保に向けた支援を継続し、農林漁業者が安心して生産活動を行い、経営を継続できるよう、万全の対策を講じること。

### 3. 地域公共交通への支援

町村において住民生活に不可欠な路線バスやコミュニティバス、タクシー等の地域公共交通については、外出自粛や休校等により乗客数が大きく減少していることから、安定的に事業を継続できるよう必要な財政支援を行うこと。

また、感染拡大防止対策にかかる財政支援を強化すること。

### 4. 防災・減災対策の強化

(1) 大規模災害発生時に開設する避難所において、まん延防止を図るため、感染拡大防止用品の備蓄や避難所の整備・改修に対し、十分な財政措置を講じること。

また、感染防止のための多様化する避難形態について、それぞれの地域の実情に応じた仕組みの構築や施設整備を推進できるよう、必要な財政措置を講じること。

(2) 社会経済活動の再興と再活性化に向け、地方の安全・安心な暮らしの実現と経済の回復を加速させるため、国土強靱化に資する社会基盤整備を前倒しで実施すること。

#### **IV. 万全な地方財政対策と国庫補助事業の柔軟な対応**

1. 新型コロナウイルス感染症拡大により、税収等の落ち込みにより財政事情が厳しくなることが予想されることから町村における財政運営に支障が生じないよう万全な対策を講じること。
2. 景気の低迷に伴う国税収入等の大幅な減少により、地方交付税原資が減少することから、リーマンショック時等も参考に、地方交付税総額を確実に確保すること。
3. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税の減免等の税制上の措置により生じる減収分について、国費で確実に全額補填すること。また、短期的な資金手当ての充実はもとより、一般財源の不足等により、各種事業実施が困難とならないよう、減収補填債の対象税目の拡充をはじめ十分な財政措置を講じること。
4. 第2波、第3波の感染拡大に対応するための財政需要が生じる場合には、町村が迅速に事業を実施できるよう必要な財政措置を講じること。
5. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町村の実施する事業の進捗に遅れが出ることが懸念されることから、「緊急防災・減災事業債」等、今年度以降期限を迎える地方債の延長を図ること。
6. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国庫補助金等の交付を受けて実施している事業については、やむを得ず途中で中止や見直しとなる事例が発生している。このため、既の実施した事業に係る交付済みの補助金等については、国庫への返還を不要とすること。  
また、工期の遅れ・延期に伴う繰越や事業内容の変更について、柔軟に対応するとともに、事務手続きを簡素化すること。

#### **V. 東京一極集中の抜本的是正等**

##### **1. 東京一極集中の抜本的是正等**

新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減、首都直下型地震等大規模災害からの危機管理等の観点から、東京一極集中の是正と自律・分散型国土構造の構築は、重要かつ喫緊な課題であることから、人や経済を地方に呼び込み、都市・農山漁村の交流を活発化させるための各般にわたる異次元の積極的な対策を推進すること。

## 2. 情報通信基盤の加速的整備促進

「新しい生活様式」の実践で重要となる遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等多様な分野における取組を普及・拡大するために必要となる5Gの全国展開や光ファイバ等情報通信基盤について、条件不利地域も含め加速的整備促進を図るため、財政支援や人的・技術的支援の一層の拡大・充実を図ること。

## 3. 地域公共交通ネットワークの構築等

今後、予想される田園回帰への高まりに対応するため、地域公共交通ネットワークの一層の拡充による移動手段の確保や道路整備等の地域交通インフラの整備を加速すること。

## VI. その他

1. 個人番号カードを活用したオンライン申請の増加に備え、町村における統合端末等の増設に係る経費について、引き続き財政措置を講じること。

2. 令和2年国勢調査が円滑に進むよう、調査員の確保を支援するとともに、ICTを活用した調査の実施など適切な感染防止対策を講じること。